

農 林 水 産

財務省

2024年11月11日

1. 食料・農業・農村基本法の改正と農業の構造転換

2. 農業の構造転換～米・水田政策を中心に

「食料・農業・農村基本法」の制定時からの変化

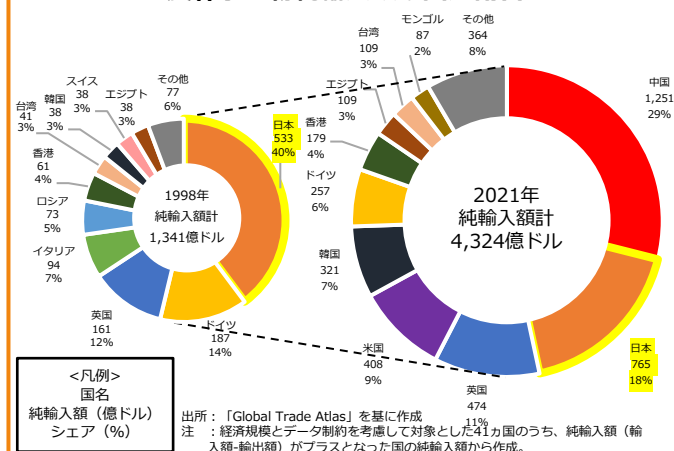
令和5年6月2日 食料安定供給・
農林水産業基盤強化本部（第4回）

- 令和4年9月の総理指示を受けて、食料・農業・農村基本法の総合的な検証を実施し、制定から20年が経過する中で、制定時とは前提となる社会情勢や今後の見通し等が変化していることが明らかとなった。
- 具体的には、世界的な人口増加等による食料争奪の激化など、食料安全保障上のリスクが高まる中で、国内の人口減少やカーボンニュートラル等に対応した持続可能な食料供給基盤の確立を図る必要が生じており、これらに対応する政策の再構築が必要。

食料安全保障を取り巻く環境の変化

- 世界的な人口増加、気候変動の影響に伴う生産の不安定化等、輸入リスク(必要な食料をいつでも安価に調達できる訳ではない状況)が顕在化
- 物流の2024年問題、人口減少に伴う不採算地域からの流通業の撤退、貧困・格差の拡大等により、新たな問題として食品アクセス問題が顕在化
- 価格競争が長期化する中で、コストが上昇しても思うように価格転嫁ができない等、食料システムの持続性の観点からリスクが増大
- 国内人口が減少する中で、農業・食品産業は成長する海外市場も視野に入れる必要

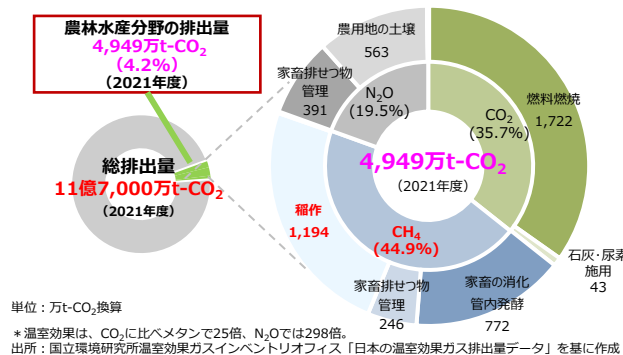
農林水産物純輸入額の国別割合



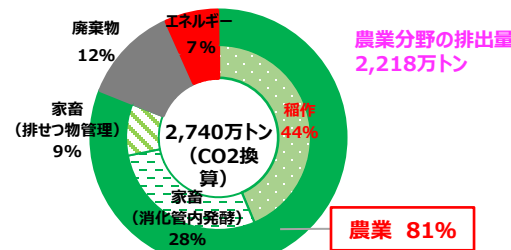
環境等の持続可能性の取組の主流化

- 地球温暖化、生物多様性など、農業が有する持続可能性へのマイナスの影響に対する国際的な議論の進展と関心の高まり
- 食品産業における持続可能性の追求の流れ(人権に配慮した持続可能な原材料調達、食品ロス削減、GHG削減等)
- SDG s 等に関する消費者の意識の高まり

日本の農林水産分野のGHG排出量



日本のメタン排出量

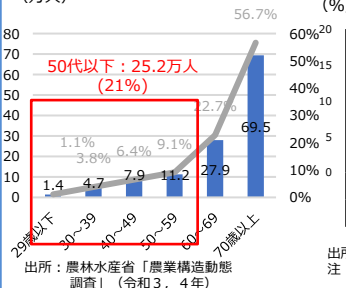


人口の急減に伴い 食料供給を支える力の弱体化

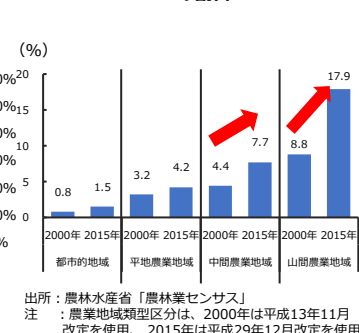
- 国内人口が減少局面に転じる中で、農業・農村で人口減少の影響が先行して顕著化
- 基幹的農業従事者が今後20年で約1/4程度(120万人→30万人)に急減する一方、人口全体が減少し、人材獲得競争が激化する見込み
- 生産水準を維持するためには、受け皿となる経営体やそれを支えるサービス事業体、スマート技術の活用等が不可欠
- 農村の集落機能が低下し、中山間地域等を中心に、農地の保全・管理、末端の農業インフラの保全・管理が困難化

基幹的農業従事者の年齢構成(2022年)

基幹的農業従事者数：123万人
平均年齢（令和3年）：67.9歳



総戸数が9戸以下の農業集落の割合



- 食料供給基盤の維持のための家畜伝染病、病害虫等への対応の必須化

「食料・農業・農村基本法」の改正

農林水産省作成資料
から作成

○ 「食料・農業・農村基本法」について、制定時からの変化を踏まえ、食料安全保障の確保等に向けて改正（令和6年5月成立）。

食料・農業・農村基本法の改正

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。（第2条第1項関係）
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ること、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。（第2条第4項関係）
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。（第2条第5項関係）
- (2) 基本的施策として、
 - ①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）（第19条及び第21条関係）
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）（第22条関係）
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。（第23条及び第39条関係）

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。（第3条関係）
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。（第20条及び第32条関係）

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。（第5条関係）
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。（第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係）

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。（第6条関係）
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。（第43条から第49条まで関係）

農業の「構造転換」

- 今後、新基本法に基づいて、農業施策の基本的な方針や、食料安全保障の確保に関する目標等を定めた基本計画を作成し、初動5年間は、「農業の構造転換を集中的に推し進められるよう」、関連施策を実行していくこととされている。
- 新しい基本計画の策定とその実行にあたっては、これまでの取組と成果の検証も踏まえつつ、どんな「構造」にどう「転換」するのか将来像を明らかにした上で、合理的な国民負担・財政支援のあり方について検討すべき。

食料・農業・農村基本法（基本計画関係部分）

第十七条

政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- 二 食料安全保障の動向に関する事項
- 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
- 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

（以下略）

農業の構造転換の推進に関する記述

【経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）】

食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱に位置付けるとともに農業の持続的な発展や農村の振興を図るため、基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、2024年度中に基本計画を改定し、施策を充実・強化するとともに、それを確実に進めるための体制を確保し、農林水産業の収益力向上の実現を通じた所得の向上を図る。

農業を支える国民負担のあり方

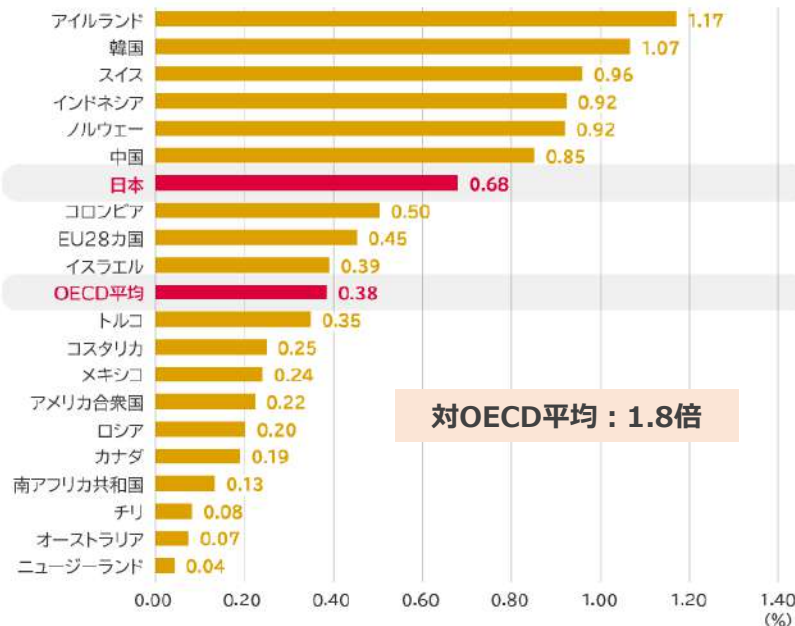
- 国際的な農業保護の水準（財政負担・消費者負担）を示す指標（PSE）をOECD各国と比較すると、日本は相対的に高い状況。
- 法人経営や大規模化、輸出の推進等、可能な努力を積み重ね、多額の国民負担に支えられている日本の農業を自立した産業へと、まさに「構造転換」していく必要があるのではないか。

PSE（農業保護水準を示す指標：Producer Support Estimate）

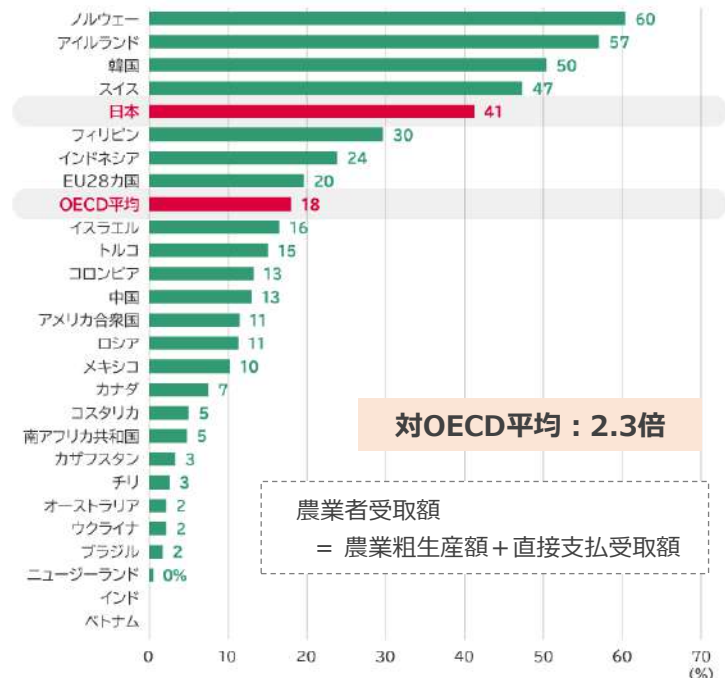
$$\text{PSE} = \text{①関税など農産物の価格形成に介入することによる生産者への間接的な所得移転（MPS）} \\ + \text{②直接支払（価格形成に介入せずに行う所得移転）}$$

※ MPS（Market Price Support）は、品目ごとの内外価格差に国内生産量を掛け合わせた集計値で推計

名目GDPに対するPSEの比率



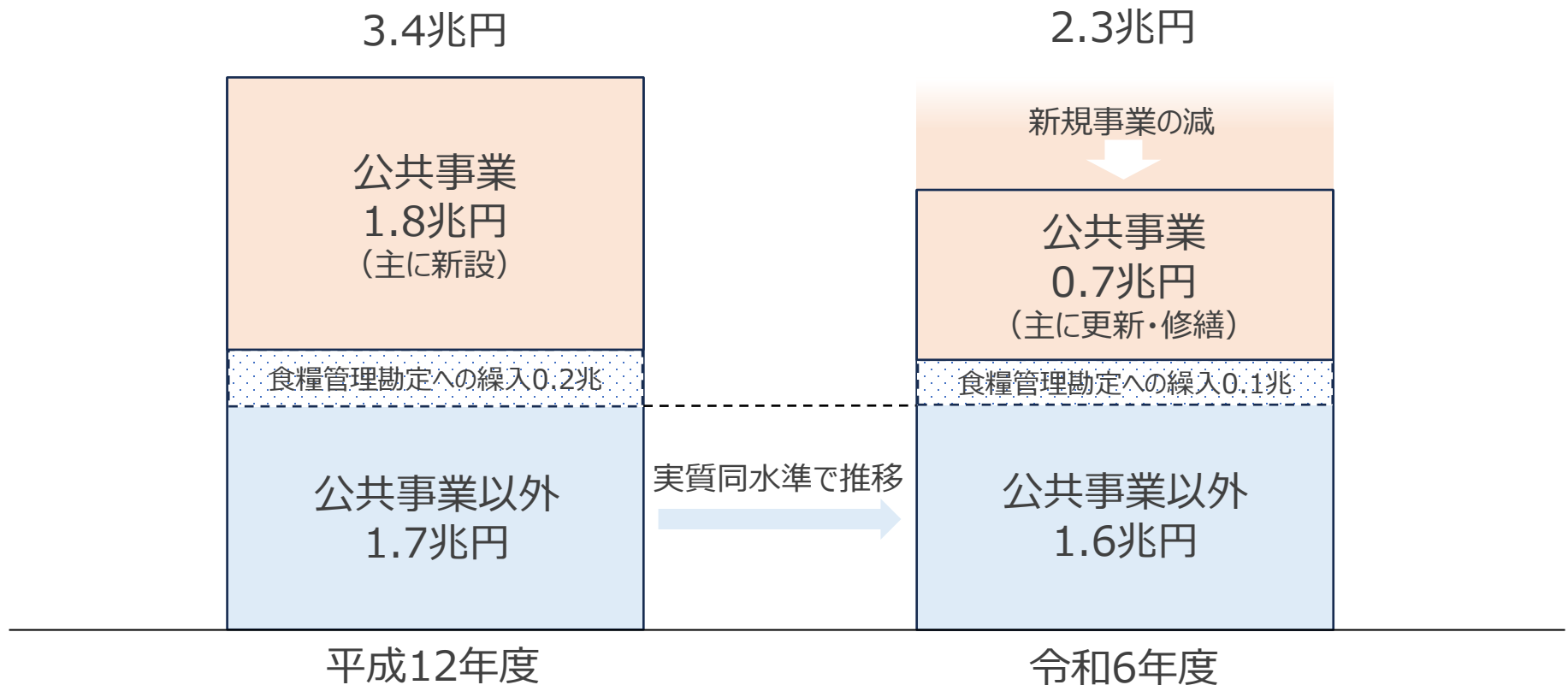
農業者受取額に対するPSEの比率



（出所） いずれもOECD各種データより三菱総合研究所作成。2018年における推計。

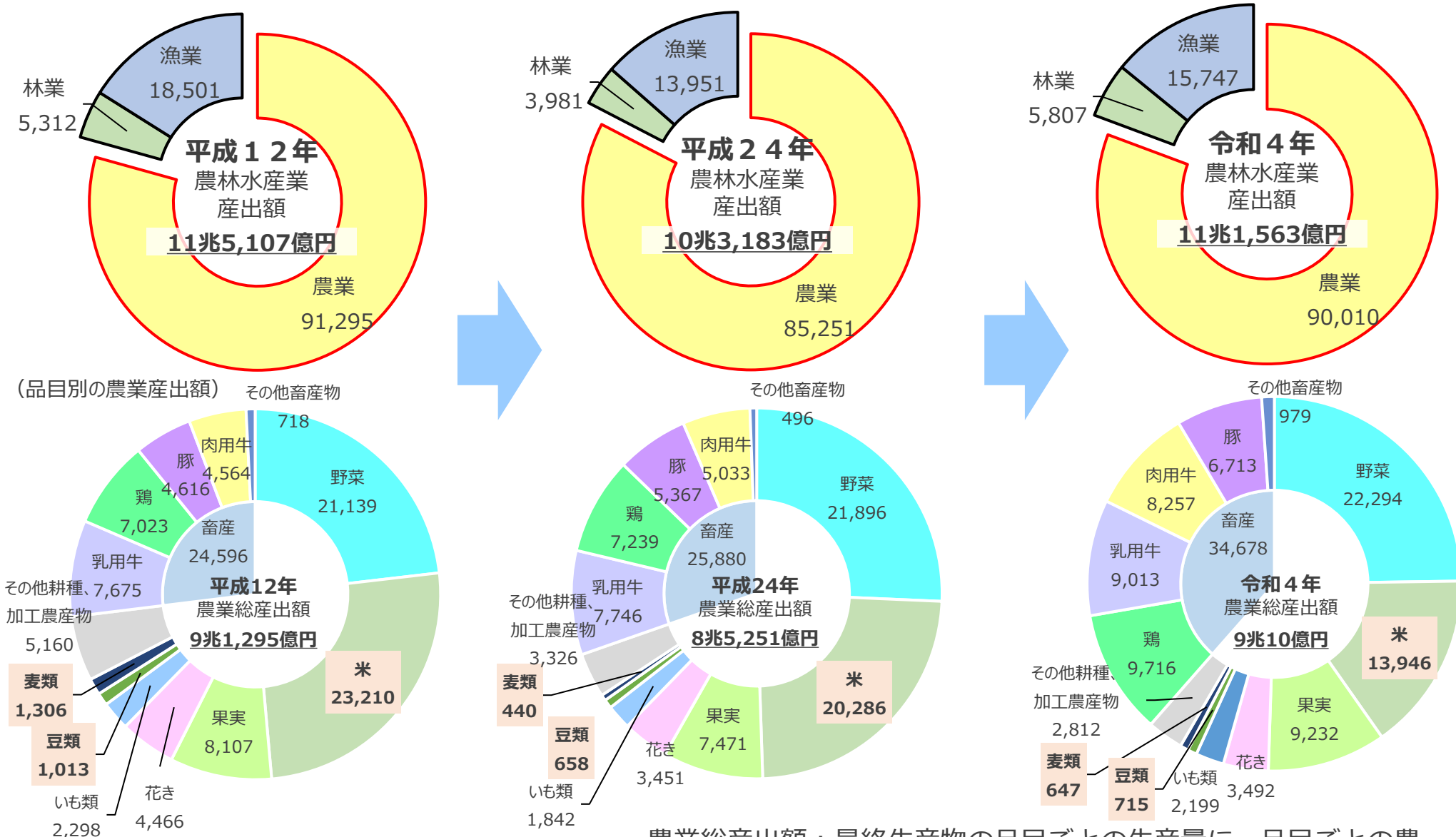
農林水産関係予算の長期的な変化

- 農林水産関係予算について、「食料・農業・農村基本法」の制定を受けた最初の予算である平成12年度当初予算（3.4兆円）は、直近の令和6年度当初予算（2.3兆円）と比較して1兆円ほど大きく見えるが、その主な要因は公共事業の規模の違い。
- 公共事業について、平成12年度当時は、大規模ダム造成や集落排水施設・農道（橋・トンネルを含む）の新設が大宗であり、相応の事業規模を必要とした一方、現在は更新・修繕が多くを占めており、新設ほどの費用は要しない状況。
- 公共事業以外は、食料安定供給特会（食糧管理勘定）への繰入（備蓄等の経費）を除くとほぼ同水準。



農業生産の規模の変化

○ 農業生産の規模について、産出額の内訳に変化があるが、総額に大きな違いはない。



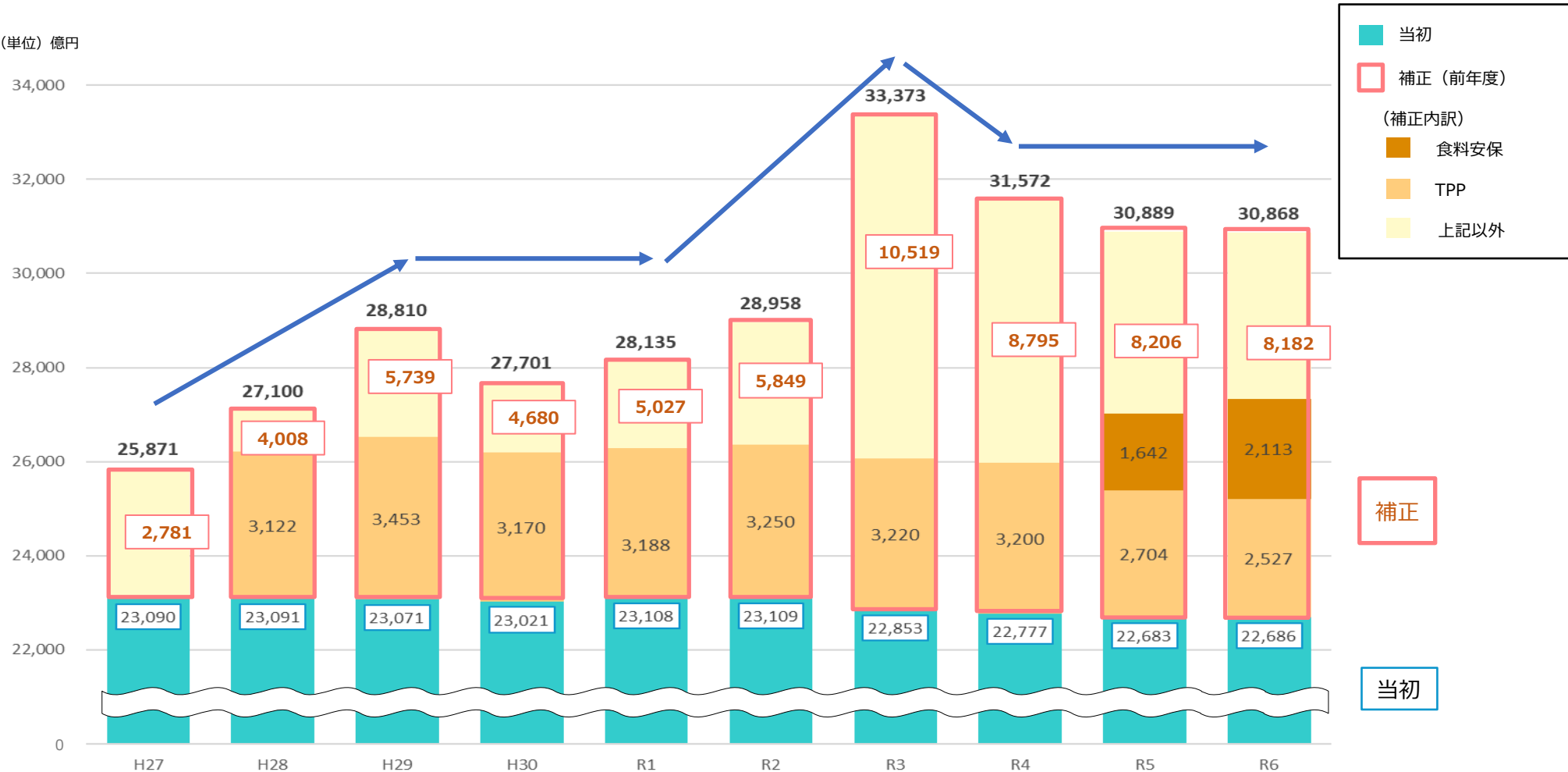
農業総産出額：最終生産物の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格を乗じた額を合計したもの。

近年の農林水産関係予算の推移

- 近年の農林水産関係予算は、平成28年度以降、「TPP等関連政策大綱」を踏まえた関連予算を計上し、当初・補正合わせて、2.7～2.8兆円程度で推移してきたところ、コロナ・物価高対応等により3.3兆円（令和2年度補正＋令和3年度当初）まで急増。
- その後も、補正予算を中心に、依然として予算総額は高水準で推移。

当初予算＋補正予算(前年度)の推移

(単位) 億円



(注) 単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

1. 食料・農業・農村基本法の改正と農業の構造転換

2. 農業の構造転換～米・水田政策を中心に

土地利用型農業に対する財政負担

○ 供給熱量の高い米・麦・大豆等は、食料安全保障上、重要な作物。ただし、これらを生産する土地利用型農業では、経営所得安定対策等として多額の財政負担が生じており、支出のあり方等について常に検証が必要。

経営所得安定対策等

① 水田活用の直接支払交付金

水田における主食用米以外の作付（転作）に対して交付金を支払い。

※ 水田の畑地化についても別途財政支援。

② 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

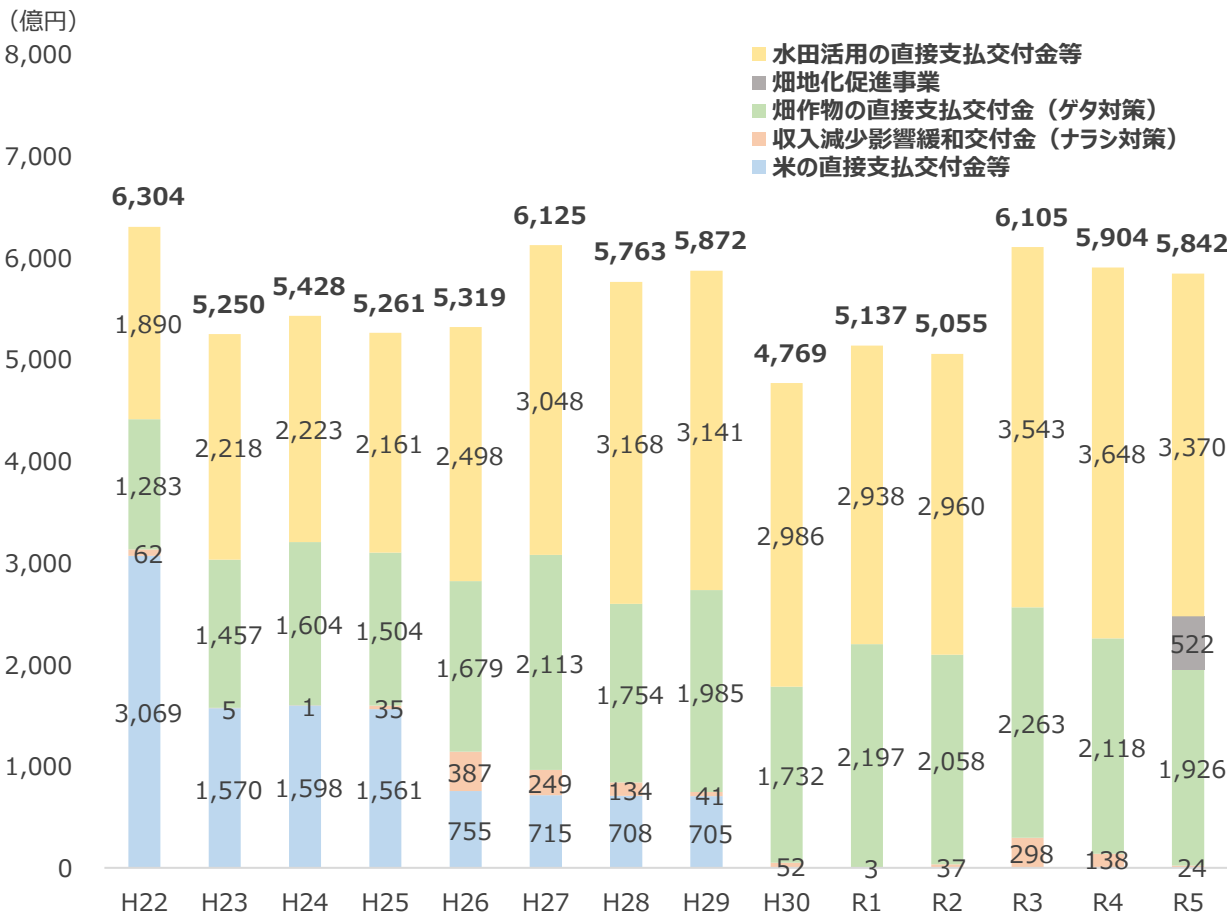
外国産との生産条件の格差から生じる不利を補正するため、生産コストと販売価格の差額を補てん。

③ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

価格低下等により収入が減少した場合に、減少額の9割を補てん。

※ 収入に対するセーフティネット制度としては、収入保険も存在。

土地利用型農業に対する財政負担の推移



(出所) 農林水産省「経営所得安定対策等の支払実績」から財務省作成
(注) 単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

※ 野菜については、生産費や所得を恒常的に補う趣旨の財政支援は存在しない。価格変動に対するセーフティネットとして措置されている野菜価格安定制度において毎年度100～200億円程度の財政支出がある。

(参考) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

(2) 対象農産物

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

(3) 支払方法

生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

(4) 交付単価（令和5年産～7年産まで適用）

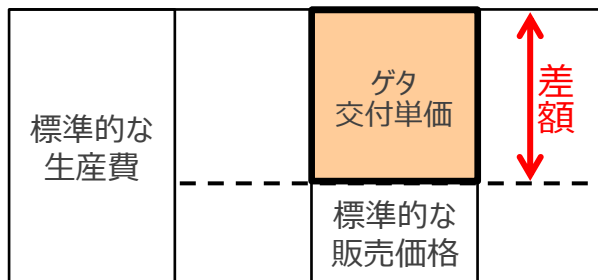
(数量払)

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
でん粉原料用 ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

(面積払)

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

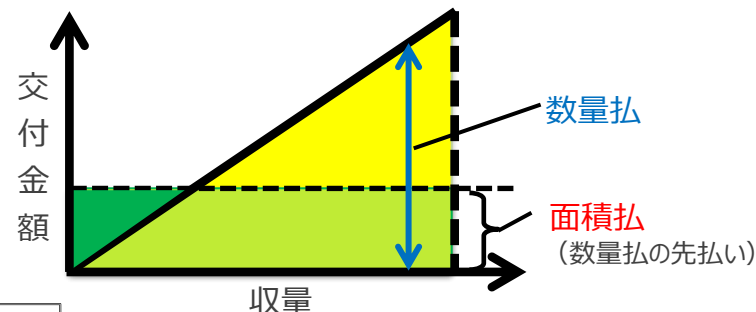
【交付単価のイメージ】



【平均交付単価の算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10a当たり生産費（直近3年平均）}}{\text{単収（平均単収（直近7中5平均））}} - \text{販売価格（直近5中3平均）}$$

【数量払と面積払との関係】



(参考) 水田活用の直接支払交付金

- 「水田活用の直接支払交付金」は、水田において主食用米以外を作付する際、主食用米との所得差が生じないよう交付金を交付することにより、主食用米からの転作を支援。

水田活用の直接支払交付金（令和6年度）の概要

1. 国が全国共通の単価を設定する枠（戦略作物助成）

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※
WCS用稲（稲発酵粗飼料）	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a (多年生牧草について収穫のみを行う年は1万円/10a)

※ 飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5～9.5万円/10a）。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

2. 地域ごとに単価を設定できる枠（産地交付金）

対象作物・取組内容	交付単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※	1万円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

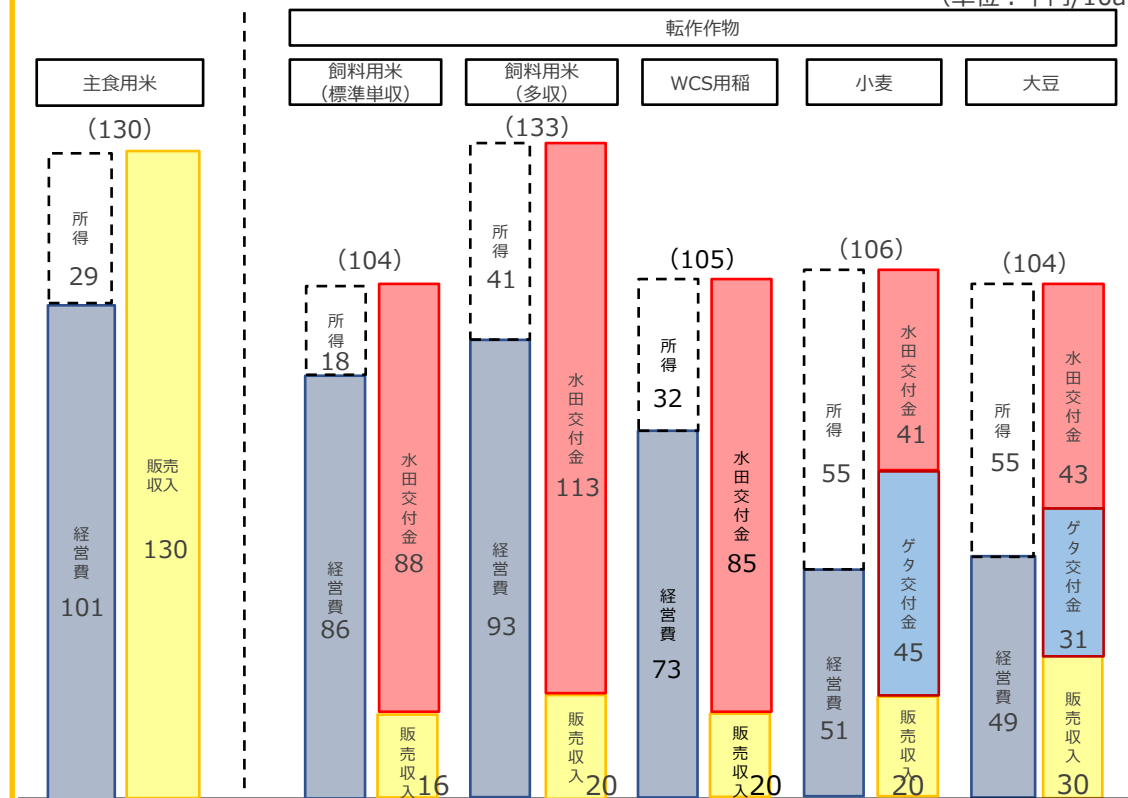
3. 高収益作物による畑地化等の支援（畑地化促進助成※1）

支援メニュー	交付単価
① 畑地化支援	14.0万円/10a
② 定着促進支援※2	2万円/10a×5年間 (加工・業務用野菜等 3万円/10a×5年間)

※1 令和5年度補正予算と併せて実施。 ※2 ②は①とセット

主食用米・転作作物の所得比較（令和6年度）

(単位：千円/10a)



(注) 単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

食料・農業・農村基本法における食料安全保障の確保

- 新基本法では、食料安全保障の確保を図る上で、国民に対する食料の安定的な供給については、①国内農業生産の増大を基本としつつ、②安定的な輸入、③備蓄の確保を図るとともに、④海外への輸出により食料の供給能力の維持を図ることとされている。

食料・農業・農村基本法（抜粋）

（食料の安定供給の確保）

第二条

食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。

（中略）

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

（以下略）

第十七条

（略）

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- 二 食料安全保障の動向に関する事項
- 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
- 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

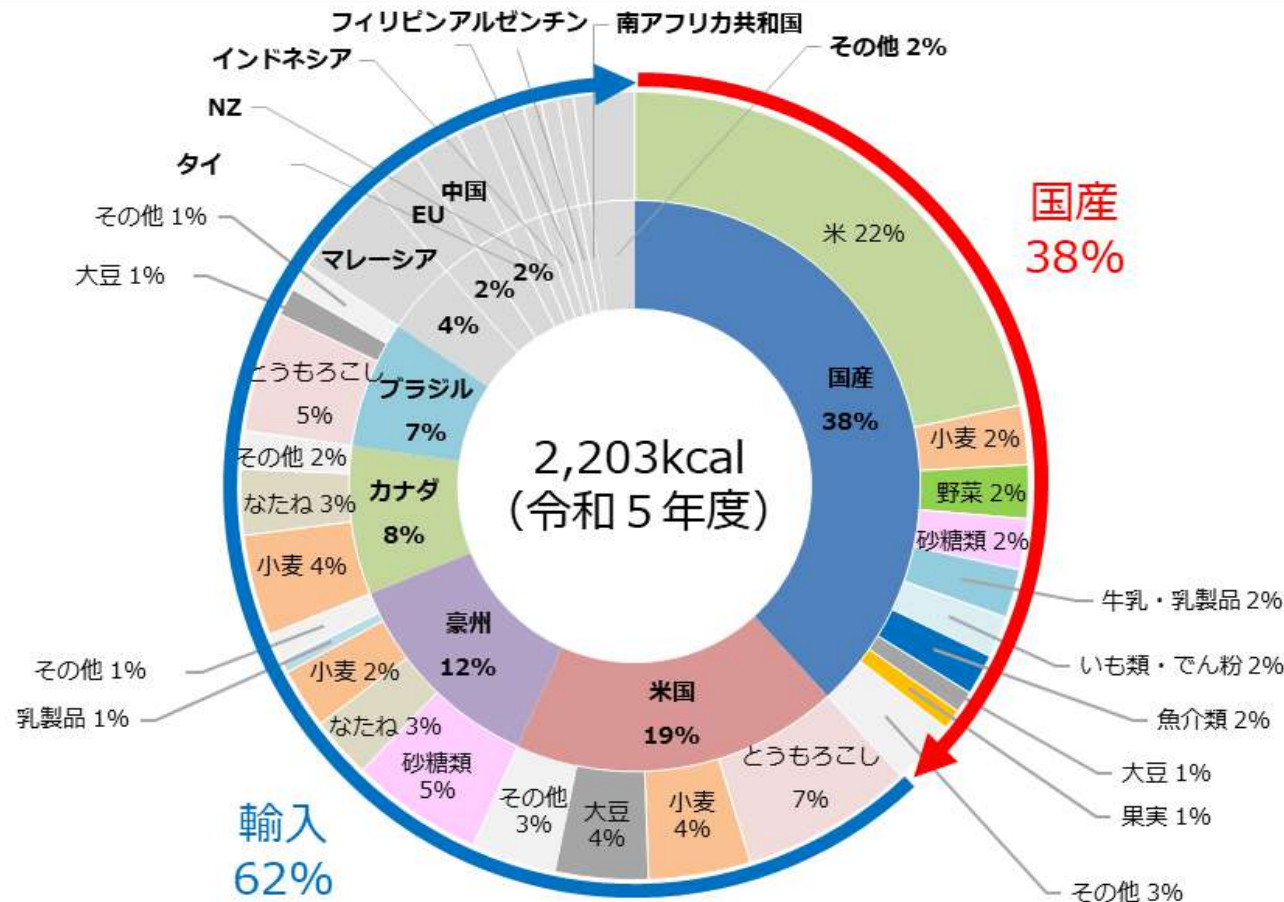
（以下略）

安定的な輸入

農林水産省作成資料
から作成

- 現在の輸入品の大宗は、政治経済的に良好な関係の国からのもの。こうした品目については、あえて国民負担で国内生産を拡大することではなく、輸入可能なものは輸入し、他の課題に財政余力を振り分けるという視点も重要ではないか。

日本の供給カロリーの国別構成



(注1) 輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分は捨棄した。

(注2) 主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和5年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入量で按分して試算した。

(注3) 輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域毎の輸入量(TDN(可消化養分総量)換算)で按分した。

食料・農業・農村基本法における食料自給率目標の位置づけ

- 国内での生産に関しても、食料・農業・農村基本法では、食料自給率は複数の目標の中の1つとして規定され、位置づけが相対化されていることに留意。

【答申（令和5年9月 食料・農業・農村政策審議会）】

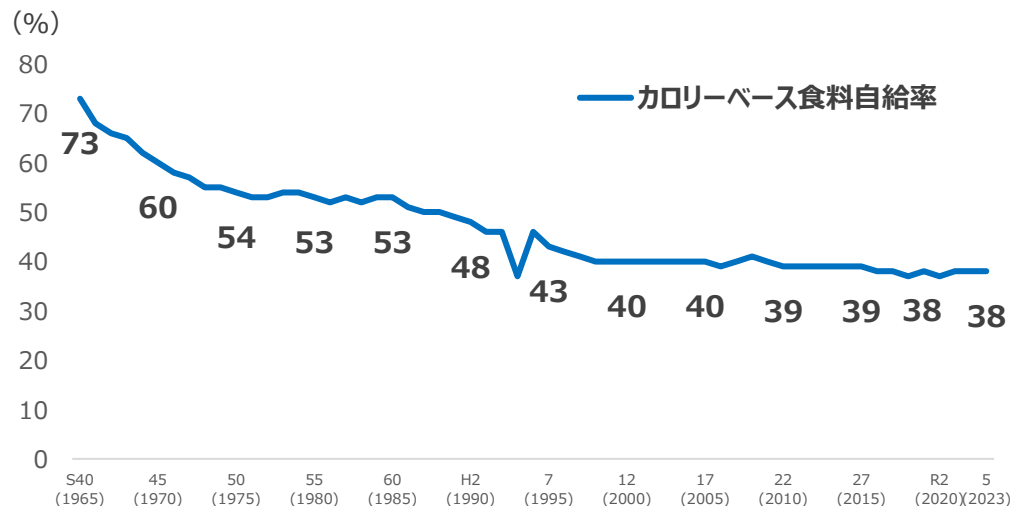
食料自給率目標は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え、**新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標**を設定する。

改正前	改正後
第二章 基本的施策 第一節 食料・農業・農村基本計画 十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針 二 食料自給率の目標 三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。 4～8 （略）	第二章 基本的施策 第一節 食料・農業・農村基本計画 十七条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針 二 食料安全保障の動向に関する事項 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。 4～9 （略）

食料自給率の仕組みと推移

- 現行までの基本計画においては、食料の安定供給の観点から、食料自給率の目標を設定。
- 食料自給率は、国民がどのような食生活（食事における食品の構成）により熱量を摂取しているかという点に大きく影響を受けるもの。実際、全て国内で自給している米の消費が減り、輸入の割合が大きい油脂類・畜産物の消費が増えたことにより、食料自給率は1990年代後半にかけて大幅に減少し、それ以降は40%程度で安定推移している。
- このように政策的に働きかけることが困難な個人の食生活に左右される食料自給率を、食料安全保障の確保に関する政策目標として過度に重視することは不適當。

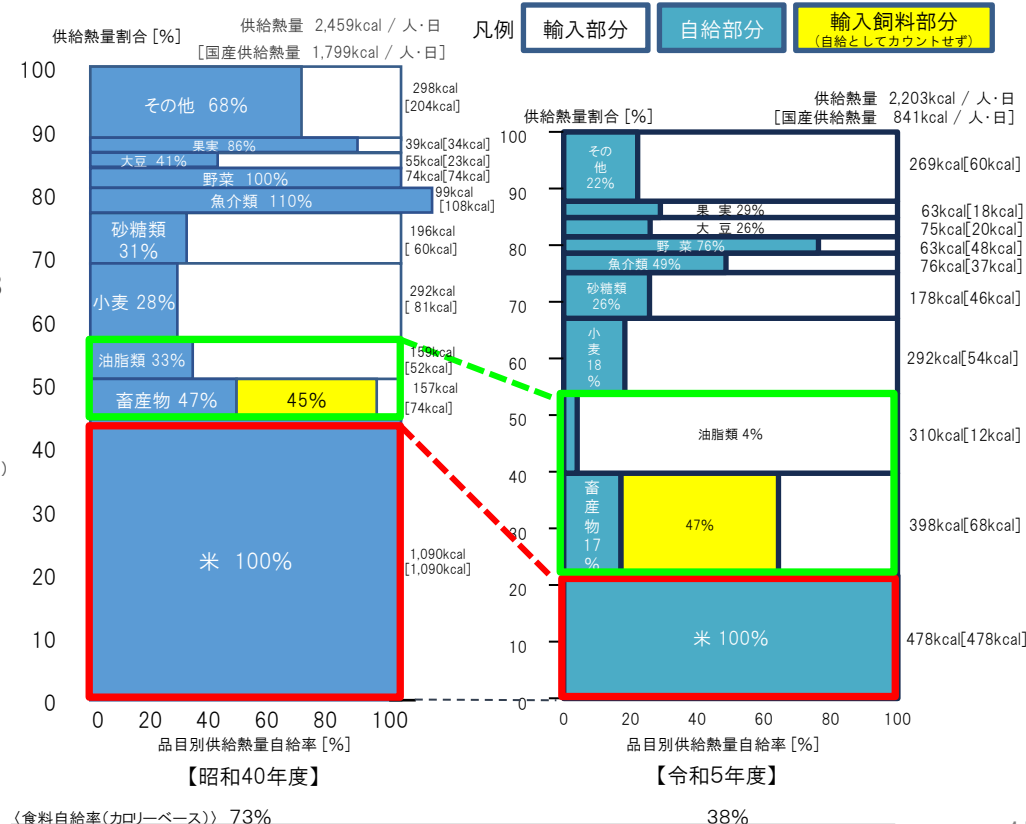
食料自給率の推移



＜食生活の変化のイメージ＞



日本の食料消費構造と食料自給率の変化



食料自給率と財政効率

- 食料自給率は、多額の補助金を投入しても、実際に上昇効果があるのか判断が難しい面がある。
- また、例えばかなりの年月をかけて自給率を数年で数%上昇させることが可能だとしても、それにどれほどの意義があるのか熟考する必要。さらに、補助金が剥落すると自給率も落ちるのであれば、なおさら、その意義について慎重に考えざるを得ない面があるのではないか。
- 食料安全保障の確保の観点からは、常に輸入と備蓄の活用という視点を欠いてはならない。

食料自給率（全体）を1%引き上げるための国費負担（試算）

	全体の供給熱量 に対するシェア	食料自給率を1%引き上げるために			(参考) 同数量を備蓄する のにかかる国費
		必要な生産量 (万トン)	必要な国費		
			畑地	水田	
小麦	13.3%	39.4万トン	440億円	798億円	25億円
大豆	3.2%	25.9万トン	429億円	903億円	－

※ 1 農林水産省「食料需給表（令和4年度）」等より財務省で試算（令和4年度、カロリーベース）。

※ 2 「必要な国費」については、「畑地」では畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、「水田」ではゲタ対策に加え水田活用の直接支払交付金を計上している。

※ 3 備蓄については、「食料麦備蓄対策事業」より推計。大豆の国家備蓄は行っていない。

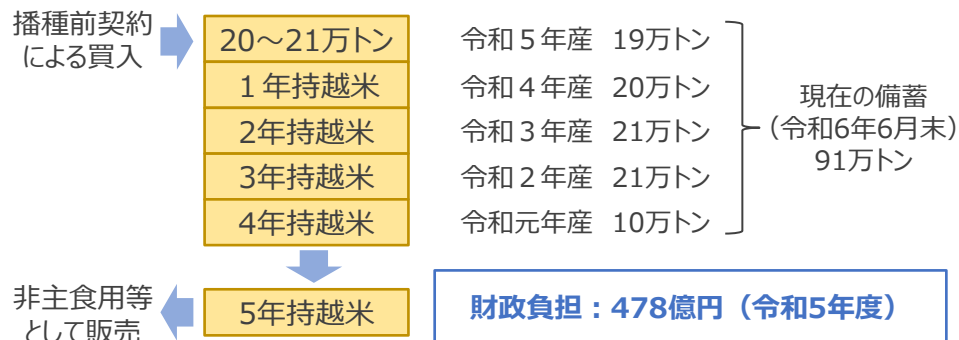
備蓄のあり方

- 本年6月には、新基本法と合わせ、「食料供給困難事態対策法」が成立。今後定めることとなっている同法の実施に関する基本方針では、食料・資材などの備蓄についても定めることとなっている。
- 「有事」に備えて食料備蓄を行うことは必要だが、そのあり方については常に検証する必要。あくまで国民への安定的な食料供給というゴールが重要であり、必要な備蓄は、民間も含めた国内における在庫の有効活用、ロジスティクス、リスクとコスト（財政負担）の関係等を踏まえた総合的な対応の中で考えられるべき。

【主要な食料・資材等の現行の備蓄のあり方と財政負担】

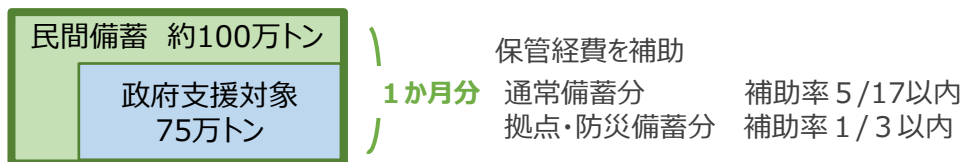
米

< 原則20～21万トン × 5年間 = 100万トン程度を備蓄 >



飼料穀物

民間企業は不測の事態に備え、1か月分の需要量に相当する約100万トンの飼料穀物を備蓄。このうち、過去の大災害に匹敵する事態にも対応可能な75万トンを政府支援対象とし、その保管経費の一部を支援。

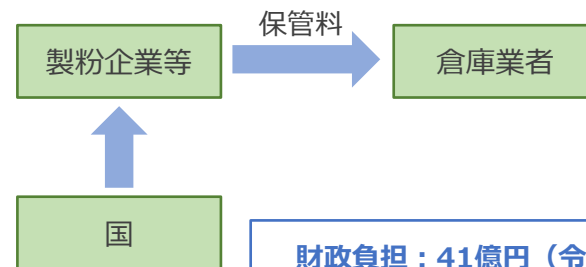


※ このほか、海上輸送中の約1か月分が存在

財政負担：15億円（令和6年度）

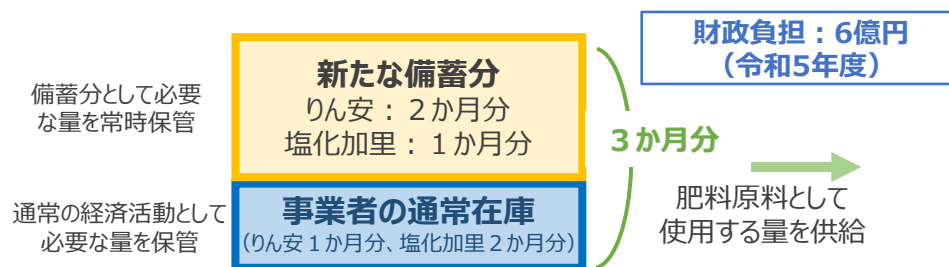
小麦

製粉企業等が2.3か月分の備蓄を行った場合、国が1.8か月分の保管経費を助成。



肥料

りん安と塩化加里について、代替国からの輸入に要する期間（3か月）と、通常の経済活動において事業者が保有する在庫量（1～2か月分）を勘案し、追加的に備蓄を要する期間分の保管経費を支援



米の備蓄①

- 米の政府備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度とし、毎年20万トン程度を主食用米として買い入れ、同程度を主食用米の需給に影響を与えないよう飼料用等として売却（棚上備蓄）。こうした運用による保管経費や売買差損により毎年度400～600億円程度の多額の財政負担が発生。
- 現在の適正備蓄水準は、大不作の場合などに備え、平成13年に当時の年間需要量900万トンを前提に設定されたもの。まずは、現在の需要量（700万トン程度）を前提に設定し直す必要があるのではないか。

政府備蓄米にかかる財政負担の全体

買入（A）：

$$19.2\text{万トン} \times 21.4\text{万円/トン} = \blacktriangle 410\text{億円}$$

売渡（B）：

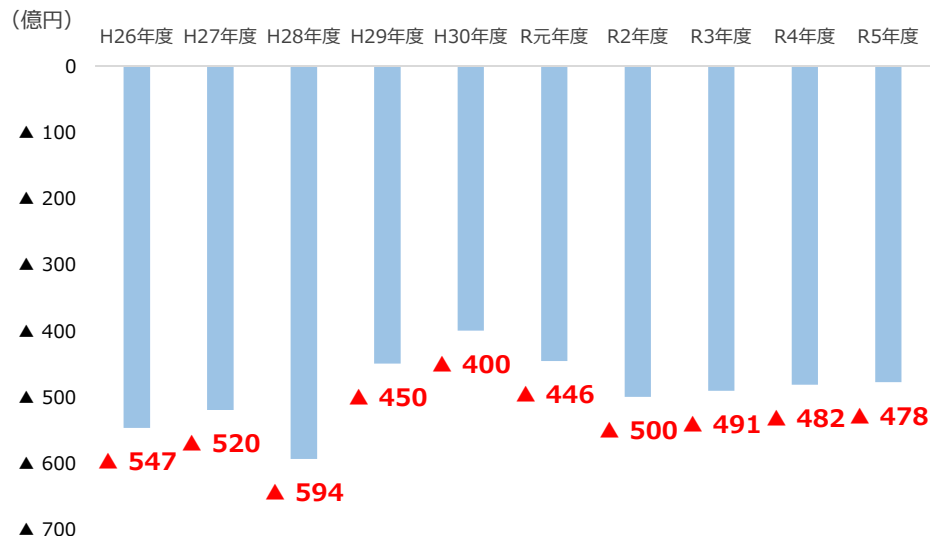
$$\text{飼料用米 } 12.0\text{万トン} \times 4.9\text{万円/トン} = +59\text{億円}$$

$$\text{援助用米 } 3.4\text{万トン} \times 4.3\text{万円/トン} = +15\text{億円}$$

管理費（保管経費等）（C）： ▲142億円

令和5年度決算
A+B+C
= ▲478億円

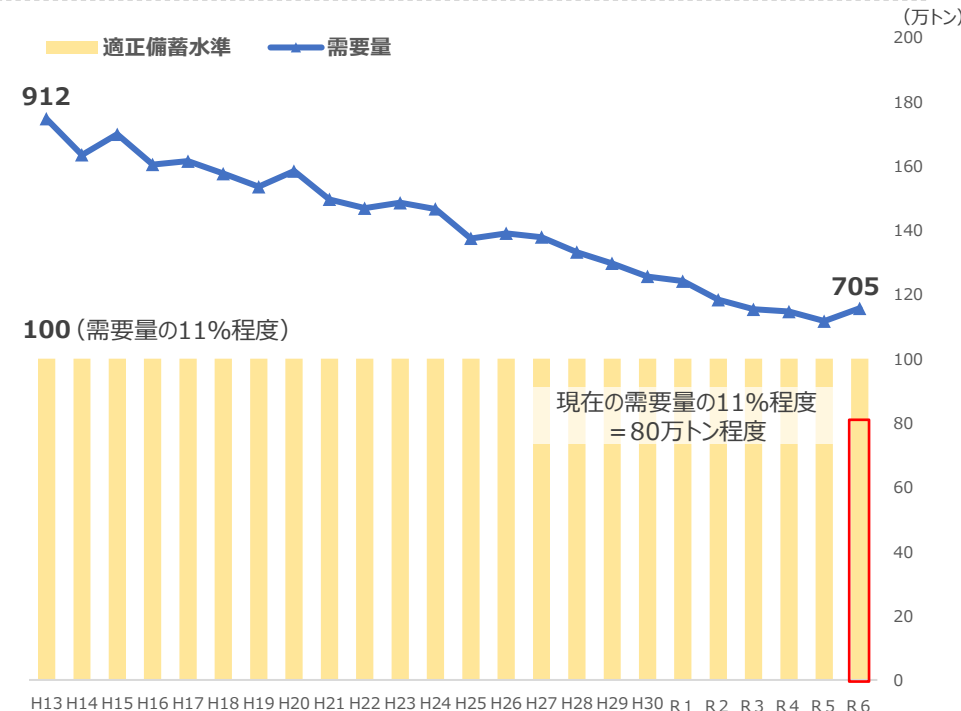
【政府備蓄米にかかる収支の状況】



主食用米の年間の需要量と適正備蓄水準

適正備蓄水準100万トンの考え方：

- ・ 10年に一度の不作（作況92）や通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準
- ・ 年間需要量900万トンを前提



米の備蓄②（輸入米（MA米））

- ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉（1986～1993年）では、日本は米を関税化の例外とするための特例措置を受入。50万トン程度だった最低限の輸入機会（ミニマム・アクセス（MA）機会）の提供は、76.7万トンまで上乗せされた。MA米については国家貿易により輸入を実施。
- MA導入に伴う国内主食用米の生産調整は行わないこととされたため、輸入したMA米を主食用米として流通させないよう、加工用・飼料用等として販売することで多額の財政負担が発生。例えば、緊急時には市場に影響を与えない範囲で活用するルールを設けるなどにより、前頁の備蓄水準・財政負担の減少に繋げる工夫を検討するべき。

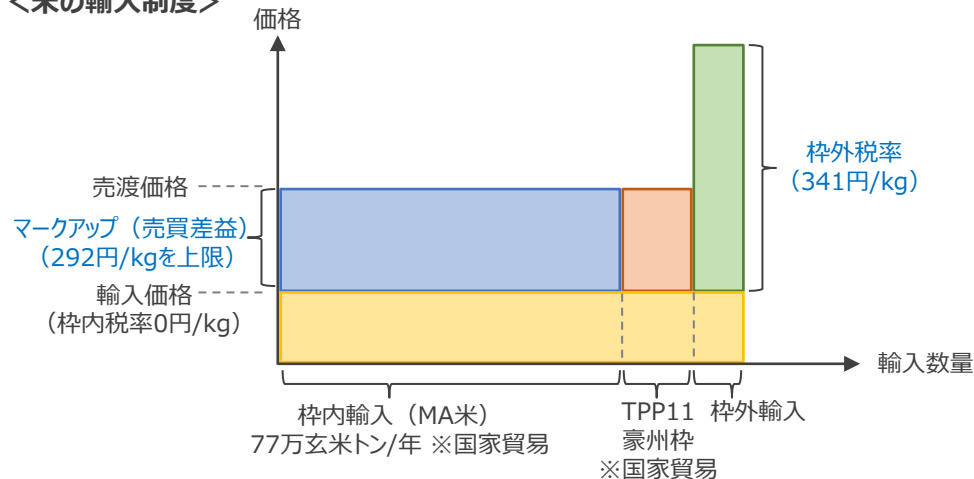
ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針（抄）
（平成5年12月17日閣議了解）

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する

<米の輸入制度>

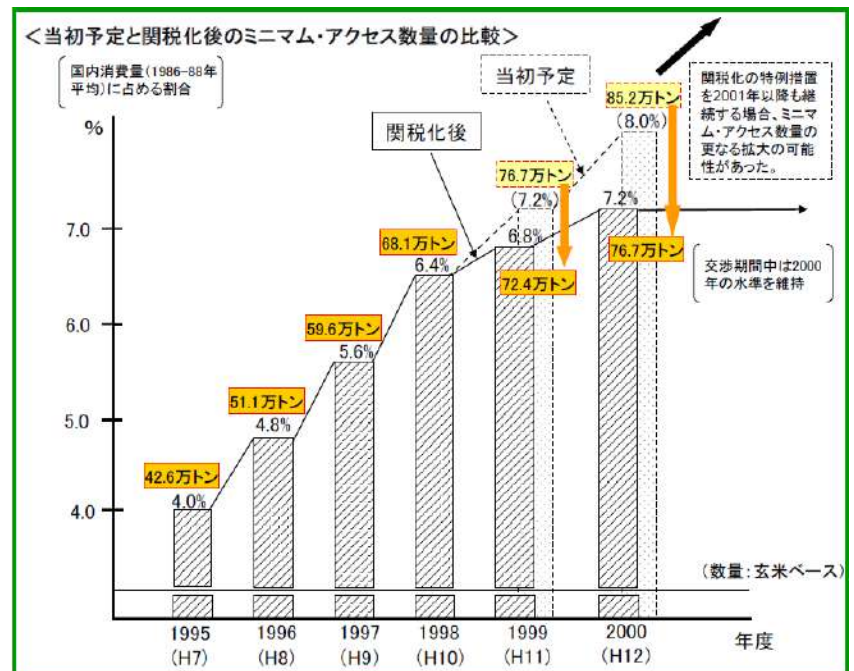


輸入米にかかる財政負担

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
収支	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477	▲674	▲684

MA米の輸入数量

- 米の関税化（2000年度）以降、ミニマム・アクセスの数量は、国内消費量（1986～88年平均）に対して7.2%の76.7万トンに固定。
- **76.7万トンは、現在の国内消費量（700万トン程度）に対しては11%程度。**



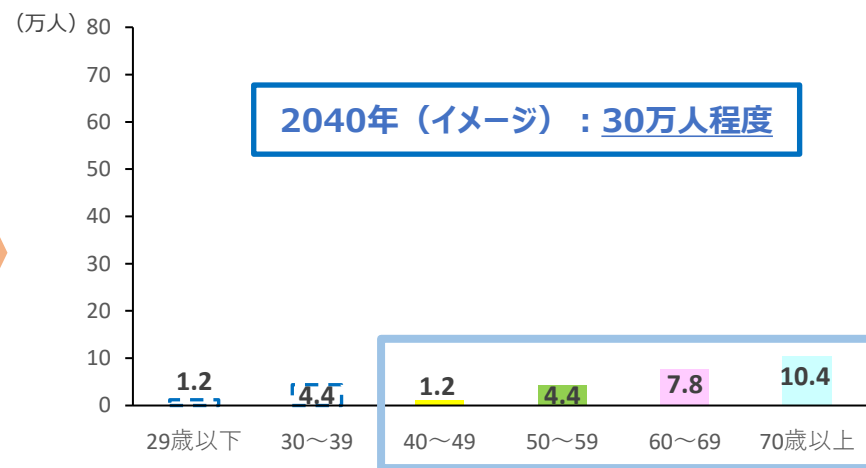
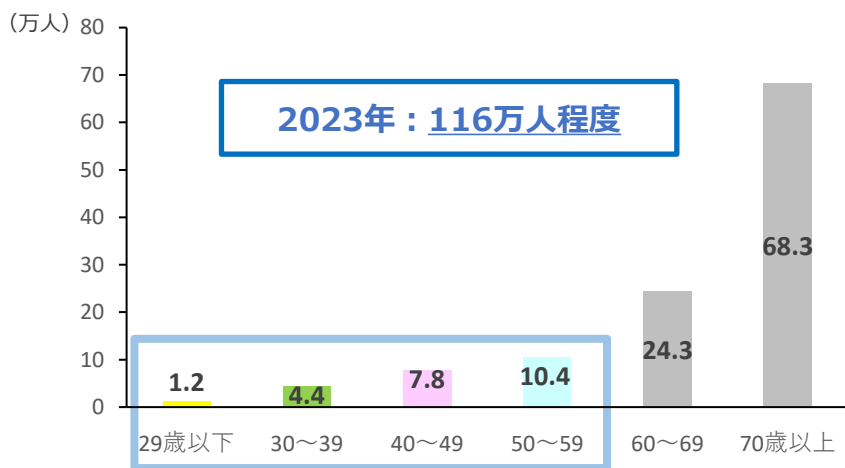
（出所）農林水産省「ミニマム・アクセス米に関する報告書」

農業者の急激な減少

- 農林水産省の試算によれば、基幹的農業従事者（個人経営体）は、現在（2023年）の116万人から、今後20年で30万人程度まで減少する可能性。ただし、減少の大宗を占めるのは、稲作を中心とする副業的経営体に属する基幹的農業従事者（現在60万人）。
- 上記に鑑みると、このピンチを農地の最大限の集約化や効率的な法人経営・株式会社の参入推進といったチャンスに変えるという視点が重要ではないか。

基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年→2040年）

基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。



（出所）農林水産省「農業構造動態調査」により農林水産省で試算

米・水田政策の見直し

- 今後、総合的な米政策のあり方についての検討を行い、水田政策の見直しを令和9年度以降に実現していくこととされている。
- その見直しにあたって、食料自給率に過度に引きずられることなく、国民負担最小化の視点は重要。まずは、水田活用の直接支払交付金における（自給率の観点からも非効率な）飼料用米の交付単価について、来年度予算においても引き続き引き下げを実施し、まさに「安定運営できる水田政策」においては交付対象から外すべき。
- また、農業経営の効率化を進め、相当程度低コストの業務用米や加工用米、米粉の生産、さらには輸出により収益をあげられる、高米価に頼らない構造への転換を進めていくべきである。
- 米の輸出は容易ではなく、努力の積み重ねが不可欠。生産面においては、需要に応じた生産を行いつつも、農地の集約化やスマート農業、優れた多収性米といった工夫を結集し、コストを最大限に引き下げていくべきであり、また、需要面においても、相手国側の嗜好の研究・反映等、販路開拓に尽力する必要。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容」（令和5年12月 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）

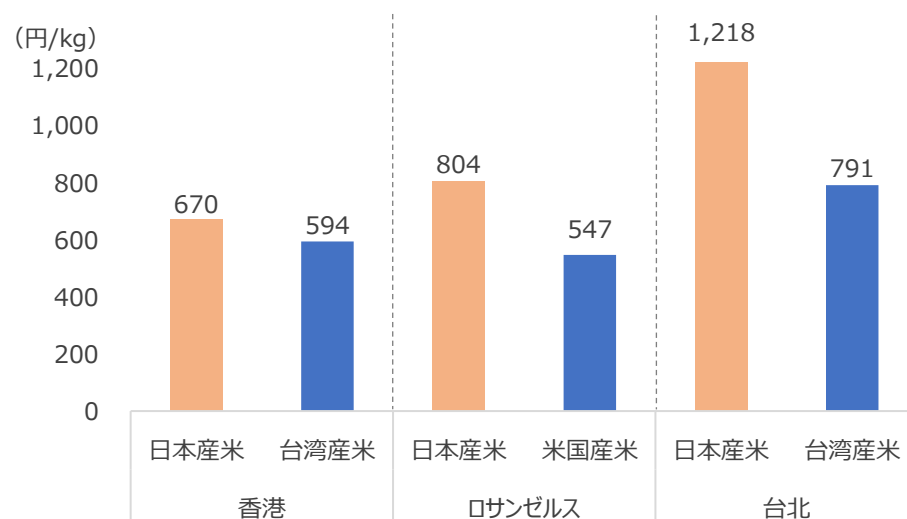
「令和9年度以降の水田政策」については、米の需要が減少し続けることが見込まれる中、需要に応じた生産を基本としつつ、食料安全保障の強化を図るため、水田を活用した米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進めていく観点から、将来にわたって安定運営できる水田政策の在り方をあらかじめ示すことができるよう検討し、その実現を目指す。」

米の生産コストの推移



（出所）農林水産省資料から財務省作成

海外での日本産米と海外産米の販売価格



（出所）農林水産省資料から財務省作成